

雇用体制強化事業（就労条件改善タイプ）協議会設立の流れ

本資料は、雇用体制強化事業のうち就労条件改善タイプに申請するに当たり、協議会を新たに設立する御意向がある方に向けて、協議会設立までの手順や協議会規約などの一例をお示しするものです。地域で検討、協議いただくための「たたき台」としてお示しするものであり、各地域の状況や組織体制の内容を踏まえて、御検討をお願いします。

なお、本事業の要件を満たす団体であれば、既存の協議会、農協、生産部会、農業法人協会等での申請も可能ですので、事業実施の合意形成に要する期間を鑑みた上で、実施体制を御検討ください。

1. 地区プロジェクト実施主体の要件について

下記①～④の要件を満たす「協議会」、「その他事業実施主体が認めた団体*」とします。

*農協、生産部会、農業法人協会等、組合員や会員として農業経営体が参画している団体

① 構成員として、以下を含んでいること。

農業経営体(農業サービス事業体を含む):3経営体以上 従業員(雇用契約期間が1か月以上の者)を雇用しており、就労条件改善に取り組む経営体 ※ 雇用型経営体が少ない地域において、地域計画に位置付けられる等の地域の核となる農業経営体の場合は、1経営体以上となります。 ※ 上記の経営体に加え、今後、従業員の雇用を予定しており、就労条件改善に取り組む経営体を協議会に含めることは可能です(一方で、就労条件改善に取り組まない経営体も協議会に含めることも可能ですが、支援額を算定する際の経営体数には含まれません)。	関係機関:1者以上 事業の実施に加え、就労条件改善を推進する能力を有する者(都道府県、市町村、指導農業士会、JA、法人協会、青年農業者団体、農業会議 等)
---	--

- ② 事業の実務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法、その責任者、財務管理の方法等を明確にした運営規約が定められていること。
- ③ 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有していること。
- ④ 農業の労働力確保に関する知見を有していること。

2. 協議会設立までのステップ

協議会設立までの基本的なステップは以下のとおりです。

※ 実際には各ステップが前後したり、同時に進行したり、地域による自主的な判断のもとで柔軟に御対応をお願いします。

Step1 パートナーとなる構成員（参画する農業経営体、関係機関）を決める。

→ 既存の地域の会合や農業経営体間でのネットワークを活用して賛同者を集めたり、地方公共団体やJA等に相談するなどして、事業実施のためのパートナーを募りましょう。

なお、就労条件改善事項は、構成員となる方全員が同じである必要はなく、それぞれの課題に応じて一緒に就労改善に取り組むことが可能です。

Step2 検討会を開催する。（協議会組織のコア要素を固め、構成員予定者との合意を形成する）

①運営体制を検討し、協議会規約（案）を作成しましょう。

- 協議会の名称
- 事務所の場所
- 協議会の事業内容
- 協議会組織の意思決定の仕組み
- 会員構成、その他(賛助会員等)の会員構成
- 会員の役割や義務
- 入会金や会費、組織運営基盤 など

②役員（案）を選出しましょう。

③活動計画（案）を策定しましょう。

[協議会設立準備会の運営について]

事前協議を踏まえ、協議会組織者が構成員予定者の参加する設立準備協議会を発足させ、協議の場を公開しながら協議会を設立していく方法も考えられます。

<進め方の例>

- ・第1回準備協議会：設立趣意書の検討(協議会の目標と役割の検討)
- ・第2回準備協議会：意思決定手続きと執行体制の検討
- ・第3回準備協議会：規約の検討、役員・事務局の人選
- ・第4回準備検討会：設立総会議案の作成

Step3 協議会設立(設立総会)

→ 協議会の設立総会を開催し、規約（案）、役員（案）、活動計画（案）を審議し、承認を得ましょう。